

千葉労働局発表  
平成21年10月30日

千葉労働局労働基準部監督課 監督課長 佐保 隆 専門監督官 星名一成 電話 043-221-2304
---

## 監督指導による賃金不払残業の是正結果

平成20年度は約4億3千万円

千葉労働局(局長 千葉秀木)では、平成20年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)に県内8労働基準監督署が事業場に対して指導した賃金不払残業について、1事業場で100万円以上の賃金(残業代)の是正支払いがなされた事案を別添のとおり取りまとめた。

なお、概要は次のとおりである。

### 1 是正金額、対象労働者等の状況

- (1) 件数 40件
- (2) 対象労働者数 1,948人
- (3) 遡及是正金額 4億3,252万円

### 2 業種別の状況

- (1) 件数  
製造業 12件 商業 8件 その他の事業 6件
- (2) 対象労働者数  
製造業 668人 商業 438人 その他の事業 196人
- (3) 遡及是正金額  
商業 2億8,754万円 貨物取扱業 4,133万円 製造業 3,503万円

### 3 1000万円以上の遡及是正の状況

上記のうち、1000万円以上の遡及是正を行ったものは6件、総額3億5,228万円であった。

なお、1件当たり最も多い遡及是正金額は2億6,470万円であった。

これら賃金不払残業の解消を図るため、千葉労働局としては、関係法令はもとより、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」の遵守を重点として、今後も引き続き、賃金不払残業の解消に取り組むこととしている。

なお、厚生労働省、都道府県労働局では、毎年11月に賃金不払残業の解消のためのキャンペーン活動を実施しているが、本年度においても、

「労使の協力で進めよう 労働時間の適正化」

～平成22年4月1日から改正労働基準法が施行されます～

を標語に「労働時間適正化キャンペーン」を展開し、集中的な周知啓発活動等を行うこととしている。

また、キャンペーン期間中の11月21日には、都道府県労働局において全国一斉「労働時間相談ダイヤル」を設け、労使及び家族等の関係者の相談に応じるなど、賃金不払残業の解消に向けたキャンペーン活動を実施することとしている。

都道府県労働局 全国一斉労働時間相談ダイヤル  
～賃金不払残業の解消のために～

11月21日(土)午前9時から午後5時まで

フリーダイヤル 0120 - 794 - 713

なくしましょう 長い残業

千葉労働局は、南関東4局(埼玉、千葉、東京、神奈川)と  
合同で、東京労働局において実施

表 1 100 万円以上の割増賃金の是正支払い状況

業種	事業場数	対象労働者数(人)	是正支払額(万円)
製造業	12	668	3,503
建設業	2	2	536
運輸交通業	2	118	2,053
貨物取扱業	2	186	4,133
商業	8	438	28,754
金融・広告業	1	36	336
通信業	1	124	285
接客娯楽業	3	155	1,829
清掃・と畜業	3	25	398
その他の事業	6	196	1,425
計	40	1,948	43,252

表 2 1000 万円以上の割増賃金の是正支払い状況

業種	事業場数	対象労働者数(人)	是正支払額(万円)
製造業	1	180	1,129
運輸交通業	1	36	1,312
貨物取扱業	1	49	3,966
商業	2	355	27,692
接客娯楽業	1	59	1,129
計	6	679	35,228